

令和 3 年

郡山市教育委員会

8 月定例会議事録

## 令和3年 郡山市教育委員会 8月定例会議事録

日 時	令和3年8月26日(木) 午後3時00分	
場 所	郡山市教育委員会室 (郡山市役所本庁舎5階)	
出席委員	教 育 長 小 野 義 明	教 育 長 阿 部 亜 巳 職務代理者
	委 員 今 泉 玲 子	委 員 阿 部 晃 造
	委 員 藤 田 浩 志	委 員 田 中 里 香
出席者	教育総務部長 学校教育部長 教育総務部次長兼総務課長 学校教育部次長((併)こども部次長) こども部次長((併)学校教育部次長) 生涯学習課長 中央図書館長 美術館長 学校管理課長 学校教育推進課長 教育研修センター所長 総合教育支援センター所長	朝 倉 陽 一 小 山 健 幸 佐 久 間 健 一 三 津 間 義 郎 相 楽 靖 久 青 柳 光 信 二 瓶 齊 菅 野 洋 人 嶋 忠 夫 鈴 木 重 行 難 波 和 生 大 竹 学  橋 本 佑 也
	書 記	

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 前回議事録の承認

### 3 教育長の報告

### 4 議 事

議案第 25 号 臨時代理による処理の承認を求めることについて（条例）

議案第 26 号 令和 3 年度郡山市文化功労賞受賞者の協議について

議案第 27 号 令和 3 年度郡山市教育委員会表彰受賞者の決定について

議案第 28 号 令和 3 年度 9 月補正予算について

議案第 29 号 郡山市教育委員会の権限に属する令和 2 年度事務の管理及び執行の  
状況の点検及び評価について

議案第 30 号 令和 4 年度使用特別支援学級教科用図書の採択について

### 5 そ の 他

（1）和解及び損害賠償の額を定めることについて

（2）新型コロナウイルス感染症関連について

（3）通学区域の弾力的運用制度（特認校制）の変更について

### 6 各課報告

### 7 閉 会

教 育 長 只今から、郡山市教育委員会令和 3 年 8 月定例会を開会いたします。  
本日は、欠席委員がございませんので、本定例会は成立いたします。  
なお、本日は、傍聴人はおられません。  
はじめに、令和 3 年 7 月定例会の議事録の承認についてですが、何か御  
意見等はございますか。

（なし）

教 育 長 それでは、これより採決いたします。  
令和 3 年 7 月定例会の議事録については、配付のとおり決定することに  
御異議ございませんか。

（異議なし）

教 育 長 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、教育長報告として、私から2件報告させていただきます。

1件目は、令和3年7月28日に開催された令和3年度第1回郡山市学校教育審議会・特別委員会合同会議に出席しました。主な内容につきましては、弾力的運用制度のフォローアップについて、教育課程特例校制度における英語表現科・プログラミング学習の報告について、ICT教育環境の整備について、各所属長から委員及び特別委員に説明が行われました。

2件目は、8月24日に開催しました、第2回郡山市立学校教頭会議についてです。会議では大きく3点について話をしました。それらを第2学期の運営に活かしていただくようお願いしたところです。詳細は、別紙を御覧ください。

以上で、私からの報告を終わります。

教 育 長

次に、「4 議事」と「5 その他」について、一括して議題といたします。本定例会には、議事として、議案第25号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（条例）」、議案第26号「令和3年度郡山市文化功労賞受賞者の協議について」、議案第27号「令和3年度郡山市教育委員会表彰受賞者の決定について」、議案第28号「令和3年度9月補正予算について」、議案第29号「郡山市教育委員会の権限に属する令和2年度事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」、議案第30号「令和4年度使用特別支援学級教科用図書の採択について」、以上、6件が提出されております。また、その他として、(1)「和解及び損害賠償の額を定めることについて」、(2)「新型コロナウイルス感染症関連について」、(3)「通学区域の弾力的運用制度（特認校制）の変更について」、以上、3件が提出されております。

議事の「議案第26号」及び「議案第27号」については人事案件であり、「議案第25号」、「議案第28号」及び「議案第29号」、並びにその他の(1)につきましては、郡山市議会9月定例会に提出する案件でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、非公開にすべき案件と考えられます。

委員の皆様にお諮りいたします。

議事の「議案第25号」から「議案第29号」までの案件の審議、並びに、その他の(1)について非公開とすることに対し、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

教 育 長 出席者の3分の2以上の賛成でありますので、議事の「議案第25号」から「議案第29号」までの案件の審議、並びに、その他の(1)については、非公開とすることに決しました。

つきましては、非公開の案件については、後ほどの「6 各課報告」終了後に審議することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認め、はじめに、議案第30号「令和4年度使用特別支援学級教科用図書の採択について」、事務局の説明を求めます。

学校教育推進課長 議案第30号「令和4年度使用特別支援学級教科用図書の採択について」であります。特別支援学級において使用する教科用図書は、当該学年の教科用図書を使用することが適当でない場合、文部科学大臣の検定を得た教科用図書の下学年の教科用図書、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書、いわゆる星本又は学校教育法附則第9条の規定により文部科学省が著作の名義を有しない教科用図書、いわゆる一般図書を使用することができるとされております。例といたしまして、星本と一般図書の2種類のサンプルをお手元に配付させていただいておりますので、御覧いただければと思います。図書に星印が記載されているものが星本と言われるものです。星印が記載されていない図書が一般図書となっております。お手元に配付いたしました別冊資料につきましては、特別支援学級のある各学校の校長が児童生徒の障害の程度に応じた図書を選定し、教育委員会へ内申したものを集計したものでございます。別冊の資料1を御覧ください。各学校が選定した教科用図書について、種別ごとの状況を一覧にしたものでございます。資料2を御覧ください。星本の選定状況であります。今年度は4校で15冊が選定されております。資料3を御覧ください。一般図書の選定状況であります。8校で54冊が選定されており、黄色網掛けが福島県教育委員会の調査研究資料の115冊の中から選定されたものです。橙色網掛けがそれ以外の図書から選定されたものとなっております。資料4を御覧ください。福島県教育委員会が調査研究した図書以外から選定した学校が2校で4冊となっております。これらの図書の調査研究については各学校で行っており、選定理由として示されております。なお、資料5につきましては、福島県教育委員会が調査研究をした115冊のうち、各学校が選定した28冊のみについて、調査研究資料を掲載させていただきました。

以上、各学校の内申のとおり、特別支援学級の教科用図書の採択を行う

ものです。

説明は以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。議案第 30 号「令和 4 年度使用特別支援学級教科用図書の採択について」は、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、議案第 30 号については、原案のとおり決しました。

次に、「5 その他」に入ります。それでは、(2)「新型コロナウイルス感染症関連について」、事務局の説明を求めます。

学校教育部長 市立学校における新型コロナウイルス感染症の状況について御報告いたします。8月22日までの小学生、中学生及び教職員の感染状況であります。6割以上が家庭内感染でありました。また、これらのほとんどが夏季休業中のものであります。詳細は別紙1を御覧ください。

今後の対応につきましては、既に各学校へ依頼しているものであります。検温等の健康観察、マスクの着用、換気、手指消毒、3密の回避などによる基本的な感染対策の徹底、福島県教育委員会から各学校に「感染リスクが高いと思われる行動例」が示されておりますので、これをもとにした対策の徹底、家庭での感染症対策の徹底や同居家族の発熱等やPCR検査を受けた場合は結果がでるまで登校を控えていただくことなどの保護者の皆様への協力依頼を、引き続き行ってまいります。

また、昨日から2学期が始まったところですが、8月24日に開催しました教頭会議の中で、まん延防止等重点措置の適用による各学校での対応として4点のお願いをしたところです。1点目は、教育活動の実施について、授業を5分短縮して、その時間を、換気を中心とした感染対策に充てる。2点目は、部活動等の実施について、部活動についても活動時間を短縮して接触を控える。3点目は、感染防止対策について、7月定例会で藤田委員からありましたように、登下校の際、あるいは部活動等の運動時以外の

際のマスク着用を徹底する。4点目は、学校での感染防止対策について、保護者に周知し、家庭での協力を得るとともに、児童生徒に、帰宅後の過ごし方について指導を徹底する。なお、保護者の皆様へは教育委員会からの依頼として、以上の内容について理解と協力をお願いする文書を発出しております。

最後となりますが、7月定例会で藤田委員から御意見をいただきました登下校時等のマスクの着用について、児童生徒向けにイラストを挿し入れた文書を事務局において作成し、各学校から注意喚起を行っていただきました。現在2学期が始まって子供たちは元気に登校しておりますが、感染が拡大している状況でありますので、各学校においては学校長を中心に危機感を持って対応しているところです。今後とも保護者の御理解、御協力を得ながら、感染防止に努めてまいりたいと考えております。

説明は、以上でございます。

教 育 長           委員の皆様、御質問等ございますか。

藤 田 委 員           最近、ウレタンマスクの効果が低いということで全国的に注意喚起されていますが、特に医療関係者から、可能であればウレタンマスク以外を着用するよう話が出ています。中学生ぐらいになると、芸能人がテレビなどでフェイスシールドやマウスシールドを着用していることや、ファッション性を気にして必ずしも効果の高くないマスクを着用するなど、せっかくマスクの着用が定着しているのに、マスクの種類や着用の仕方によって効果が落ちてしまうことへの周知が足りないのではないかと思います。重ねて、このことについても周知いただければより効果が高まるのかなと思います。是非、知識として分かってもらえれば良いのかなと思います。

学校教育部長           昨日、保健所長と打ち合わせした時に、藤田委員がおっしゃるように不織布マスクを着用したほうが良いと指摘がありました。各学校には、そういったマスクの着用についても、先生方から子供たちへ周知するよう通知してまいりたいと思います。

阿部教育長職務代理者           ウレタンマスクの効果が一番低いのでしょうか。布マスクはどうでしょうか。

藤 田 委 員           マスクの種類ごとの効果を医療関係者などが一覧にまとめたものがあったかと思います。また、厚生労働省でもまとめているものがあるのではな

いでしょうか。

阿部教育長職務代理者 私もそうですが、どの種類のマスクを着ければ良いのかは結構迷うと思います。そういった情報があれば迷わなくて良いと思います。

教育総務部長 ウレタンマスクについては、粗雑なものも多くあります。布マスクについては、カーゼを挟んだものや生地が密なマスクについては、効果があると言われておりますが、なかなか甲乙つけがたいというところがあるため、一義的には不織布マスクの着用が最も良いと言われております。ただ、不織布マスクにつきましても、鼻の部分を密着させるなど、正しく着用しなければなりません。教育総務部においても学校教育部と一緒に正しいマスクの着用を進めてまいりたいと思います。

教 育 長 その他、ございますか。

(なし)

教 育 長 次に、(3)「通学区域の弾力的運用制度(特認校制)の変更について」、事務局の説明を求めます。

学校教育推進課長 「通学区域の弾力的運用制度(特認校制)の変更について」でございますが、金透小学校特認校制の対象校を変更するものでございます。金透小学校を平成31年4月に通学区域の弾力的運用制度の特認校に指定し、市内一定規模以上の小学校の通学区域に居住する児童の通学を認めていたところですが、今年度で指定から3年が経過するため対象校を見直すものです。対象要件としては、通常学級数が19学級以上で、今後3年間、19学級以上を確保できる見込みがある学校としております。現在は8校を指定していますが、このうち、安積第一小学校、芳賀小学校、朝日が丘小学校が今後3年間で19学級を下回る可能性があるため、指定校から削除するものです。この変更によりまして、今後3年間、金透小学校で就学可能な児童は、行健小学校、行健第二小学校、富田東小学校、大島小学校、大成小学校の5校の通学区域に居住する児童となります。なお、行健第二小学校については、今後3年間で19学級を下回る可能性があります。現在、隣接区域選択制を採用しておりますので、引き続き対象校といたしました。なお、変更の適用時期については、金透小学校に令和4年4月1日以降に就学する児童について適用したいと考えております。

説明は、以上でございます。

教 育 長           委員の皆様、御質問等ございますか。

阿 部 委 員           この制度は金透小学校の歴史的背景を考慮して適用しているのでしょうか。また、その期間の考え方はないのですか。

学校教育推進課長       金透小学校を特認校にしましたのは、歴史的な背景もございますが、市内では富田東小学校、行健第二小学校の児童数が大変多く、教室数が限度いっぱい状況が続いております。そのため、富田東小学校、行健第二小学校については、隣接区域選択制を導入し、隣接区域の学校に通学して良いことにしております。金透小学校については、富田東小学校区に新たに郡山富田駅ができたという背景があり、電車を利用して都市部に近い金透小学校への通学も可能と判断して特認校にさせていただいたところです。事務局といたしましては、金透小学校の歴史的背景というよりは、富田東小学校、行健第二小学校の状況を改善したいという思いで制度設計したところです。

また、特認校制度については恒久的な制度とは考えておりません。富田東小学校、行健第二小学校の状況が改善されてきましたら、隣接区域選択制を含めまして、通常の住所地による学区の指定にすべきものと考えております。併せて、郡山市立学校の適正規模・適正配置の観点から、市内全体を見渡しながらか、各小中学校の適正規模・適正配置を同時に進めていくべきと考えております。

教 育 長           その他、ございますか。

藤 田 委 員           只今御説明いただいた、電車を利用して通学が可能な学校ということであれば、金透小学校以外にも通学が可能な学校はあるのではないのでしょうか。適正な学習機会の確保のため、公共交通機関を利用した分散の観点を持つのであれば、金透小学校に限らず、広く検討しなければいけないと思います。

阿 部 委 員           本件における制度設計については、今後の社会情勢を見据えながら検討しておいていただきたいと思います。

教 育 長           今回の弾力的運用については、指定校を8校から5校へ変更して、19学

級以上を確保できる学校について、これまでどおり制度を今後3年間運用することとし、阿部委員と藤田委員から御意見をいただいたように、この制度について、今後の社会情勢の変化を踏まえながら、事務局は適宜検討を進めていきたいと思ひます。

教 育 長      その他、ございますか。

(なし)

教 育 長      次に「6 各課報告」に入ります。

(各所属、下表案件について報告)

No	所 属 名	件 名
1	生涯学習課	令和3年度家庭教育学級生・地域コーディネーター合同学習会について
2	中央図書館	令和3年度「郡山市こども司書」養成講座の実施報告について
3	美術館	企画展「「無言館」展 遺された絵画からのメッセージ」について
		第19回風土記の丘の美術展について
		令和3年度第1回郡山市立美術館協議会・令和3年度小教研工部 夏季研修会について
4	教育研修センター	令和3年度7月教職員研修の実施状況について
5	総合教育支援センター	令和3年度7月(1学期)の不登校調査結果報告について
		令和3年度幼保小連携推進事業 第3回幼・保・小合同研修会について

教 育 長      各課の報告が終了しましたので、先ほど非公開としました議事の審議等

に入ります。本日は、傍聴人がおられませんので直ちに審議等に入ります。

（「議案第 25 号」から「議案第 29 号」までの案件の審議を非公開で審議し、全会一致で原案のとおり承認。その他の（1）について非公開で説明。）

教 育 長       本定例会に提出された案件は以上となります。その他、委員の皆様、又は事務局から何かありますか。

（なし）

教 育 長       ないようですので、以上で郡山市教育委員会令和 3 年 8 月定例会を閉会いたします。

終了時刻 午後 4 時 2 分